

防犯カメラの名を借りた 監視カメラは明らかな人権侵害だ！

経済産業省発表のモニタリングに関するガイドラインには、4つのポイントがあります！

- ① 防犯カメラを設置する理由を特定し、その理由を全従業員に告知すること。
- ② 防犯カメラを設置する責任者を明確にし、権限の範囲を定めること。
- ③ 防犯カメラに関する社内規定を策定し、設置前に社内徹底させること。
- ④ 正しく防犯カメラが利用されているか、第三者がチェックすること。

大きな事故が
いつ起きても
おかしくない！



会話が録音されて
何も話せない！

これが大企業の
やることなのか！



設置理由があいまい！設置する責任者も不明確！設置前の徹底もなく一方実施！
これで、会社の目的が”監視”であることが明白だ！

安心して業務に専念できる環境保全の目的と大きくかけ離れ、
「やりすぎだ！」「落ち着いて業務に備えられない！」「人権侵害だ！」
などの声が、寄せられています。